

諮問機関：教育委員会

諮問日：平成 22 年 7 月 23 日（22 教給第 21 号）

答申日：平成 22 年 11 月 15 日（平成 22 年度諮問第 3 号）

件名：学校給食センター調理等業務委託事業（2010 年度～2012 年度分）にかかる
（株）メフォスの提案書及び業務委託契約書の部分開示決定に関する件

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

丸亀市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、学校給食センター調理等業務委託事業（2010 年度～2012 年度）に関する契約者の提案書（以下「本件対象公文書」という。）を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 21 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が平成 22 年 6 月 24 日付で行った本件処分のうち、「業務実施体制」部分の非開示取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立てに至る経過

年 月 日	経 過
平成 22 年 6 月 11 日	開示請求受付
平成 22 年 6 月 24 日	実施機関が部分開示を決定
平成 22 年 7 月 7 日	異議申立書請求受付

3 異議申立ての理由

申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての内容は、次のとおりである。
請求文書中「業務実施体制」は全部公開すべきである。

4 異議申立人の主張要旨

申立人が、異議申立書及び意見書において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 開示を求める基本的な考え方は、平成 18 年度丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業に関する契約者の提案書の開示請求（以下「前回請求」という。）と同じである（次

のとおり)。

① 契約者の提案書を開示請求した理由について

学校給食の民間委託においては食の安全確保が最も大切と考えており、プロポーザルにおける提案内容と、現在の調理業務実施体制を比較する必要を感じ、とくに調理員の配置に係る提案内容を知りたいと思い、本件対象公文書の開示請求を行った。

② 「調理員の配置」が、非開示とすべき「企業の知的財産」に該当しないことについて

業務責任者の配置の項目は、個人情報ではあっても企業の知的財産ではありえず、氏名・生年月日を伏せることで個人の特定は不可能となる。

開示した提案書の部分にも企業のノウハウは含まれているはずであり、非開示とした4行のみが企業の知的財産であるという合理的根拠は全くない。

最優秀の評価を受けた事業者の提案内容を開示することで、同業他社が市の求めるものがよく理解でき、今後より優良な提案内容での応募が期待できる。

- (2) 新給食センターにおいて4月以降、異物混入事故が2度発生し、ゆとりある人員配置が行われていないことが原因である可能性が考えられるため、業者の知的財産権を理由とした人員配置体制の非開示は許されないとと思われる。

5 実施機関が部分開示とした理由

実施機関が、丸亀市公文書開示決定等通知書（以下「決定通知書」という。）において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書中「業務実施体制」については、事業者の知的財産権の一部であるため部分開示としたものである。
- (2) 調理員の配置については、丸亀市情報公開条例第7条第3号ア項により非開示としたものである。

6 実施機関の主張要旨

実施機関が、決定通知書等及び提出資料（意見書）において主張している本件処分の理由は、総合すると概ね次のとおりである。

人員配置等の情報を非開示とする理由について

- ① 安全安心で衛生的な学校給食を提供するには、経験豊富な従業員の配置及び無理のない人員配置を考えた実施体制が必要となる。その実施体制は事業者によって違い、各事業者が築き上げたノウハウつまり知的財産であり、その人員配置等を明らかにすることは、見積根拠及びノウハウの多くを他事業者に示すことになり、次回の選定時にその人員配置等が、同業他社に利用される可能性があることから、安定かつ健全な給食提供体制や会社経営に大きな影響を及ぼすおそれがある。

- ② 昨年度、「平成19年度～平成21年度 丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事

業の契約書の提案書」に係る情報公開請求に対する決定について、異議申立を受け、審査会に諮問し、本件と同内容である業務実施体制については非開示が妥当との答申を得ている。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関及び申立人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

・実施機関が非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）の条例第7条第3号ア項に規定する非開示情報該当性について

条例第7条第3号ア項には、非開示とすべき情報として、法人等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとの規定がある。

ここでいう「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売又は営業上の事項に属する情報等であって開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、②経理、労務管理等の法人等が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを指すと解されている。

ところで、労務管理とは、従業員の能率を長期間にわたって高く維持し、上昇させるための一連の施策をいい、従業員の募集・採用からはじまり、賃金や労働時間の管理、人事評価、教育・研修、昇格・昇進、異動・配置、昇給・賞与、退職・再雇用に至るまでの、従業員に関するすべての施策を指すと解される。

そこで本件処分における、非開示とされた部分に記載されている情報について以下のとおり検討した。

・本件対象公文書中「③業務実施体制」のうち、配置人員の内訳（雇用形態・保有資格）について

労務管理に係る内部管理上の事項に該当する情報及び生産技術上のノウハウの事項に属する情報と認められる。

まず、従業員の雇用形態は、前述のとおり労務管理事項であり、人件費に直結する事項でもあることから、法人等がどのような雇用形態の従業員を配置するかを開示することは、経理上においても、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあると認められる。

次に、配置する従業員の保有資格については、給食調理業務における生産技術上の人的ノウハウと認められる。つまり、どのような資格者をどれくらい配置せしめるかは、安全かつ効率的な業務実施に不可欠な要素であり、法人等において経営の根幹となる、秘密に属する情報であると解され、これが開示された場合、当該法人等の競争上の地位を害するおそれが

あると認められる。

なお、丸亀市指名型プロポーザル方式取扱規程（平成 21 年 3 月 25 日丸亀市訓令第 12 号）第 11 条には、プロポーザル方式による業務等の選定を行う際に提出される技術提案書の情報公開基準の規定があり、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳（常勤・非常勤の別）などについては一部非開示情報とされている。本件対象公文書は当該規程の適用はされないものの、プロポーザル方式における技術提案書記載の情報公開に係る丸亀市の姿勢を示すものであると解することができる。

以上のことから、部分開示とした箇所を、条例第 7 条第 3 号ア項により非開示とした実施機関の判断は、妥当であると審査会は判断した。

しかしながら、非開示部分の一部を開示すべきとの意見もあり、また、給食に異物（ボルト）が混入した事実を重視し、高度な公共性を有する学校給食の安全性確保という観点から、条例第 9 条に規定する裁量的開示の必要性を検討した結果、再度同様の事案が発生することがあれば、開示相当の判断は十分にあり得るという認識を持つに至っていることを申し添えることとする。

なお、1 名の委員から前回請求時の反対意見に加えて、反対意見があった。（下線部）

（反対意見要旨）

当該業者が提案した内容は、直接的には実施機関である丸亀市教育委員会に対する約束事項であるが、それはまた市民に対する約束事項であることは言うを俟たない。したがって、その内容を市民が情報公開の観点から関知することは、制限されるべきではない。

プロポーザル方式による選定は、行政と業者との間に相互に独立した関係を前提にしてこそ有効に機能するものであることや、企業保護の問題は、特定企業の優遇による権益偏重を排するという公平性の観点による保護として追求されるべきであることを考えると、本件における、業者の知的財産権保護を理由とする一部非開示は、現行特定業者に対する過剰な配慮というべきであり合理性を欠くものである。

さらに、実施機関は、一部非開示の理由として「開示することによって優良な事業者が応募を控えるおそれがある」と主張しているが、むしろ情報開示によってプロポーザルの競争性の質を高めることで、給食業務の充実と安定をたえずはかることが目指されるべきであろう。また、業務実施体制の人員配置については、「提案書」中に、「有能な人員の確保」が明記され、そのことが仕事の質に深く関わるということが明言されている以上、市民がこの点を検証するためには、該当箇所の公開が情報公開の観点から求められているのは当然であり、また、業者の「正当な利益を侵害する」か否かの判断の際に、「人員配置」と「提示価格の安さ」の情報を特別視することは、予断と言わねばならず、非開示理由としては根拠薄弱である。

とりわけ、今回の給食内への異物混入という過失については、当該センターからの給食を供給される市内の学校に通学する児童・生徒全員に被害者となる可能性があった。その点でセンター業務の公共的責任の重大性は、本件を経て一層明らかになったと言わざるをえない。それ

に伴い、こうした事態の予防に対する本市教育行政が新たに負った責任もまた、倍旧のものがある。その際、「人員配置」と「提示価格の安さ」を理由に、給食を供給される市民の側からの情報公開請求を再度退けることは、被害可能性にさらされた側の権利を一方的に著しく侵害するものである。何よりも、今後の最大課題は、こうした事態の予防が、市民的公共性を基盤にした透明性のもとで確保されていかなければならないという点に集約されよう。情報公開は、そのための出発点である。それゆえ、今回の事態を受けてなお非開示を続けることは、市民的公共性の観点から言って、一層根拠薄弱なものと言わざるをえない。

以上のことから、給食センター業務が、公教育の場における児童・生徒の食の安全の確保、栄養補給、公金の適正な支出といった、多層的で高度な公共性を有していることを考慮すれば、今回非開示とした箇所のうち、個人に関する情報を除く箇所は、公開されるべきと考える。

8 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

- ① 平成 22 年 7 月 23 日 諮問書の受理
- ② 平成 22 年 7 月 30 日 審査会（第 1 回目）
- ③ 平成 22 年 9 月 29 日 審査会（第 2 回目）
- ④ 平成 22 年 11 月 15 日 審査会（第 3 回目）